

## 入会林野整備等の実施について

昭和41年12月5日41林野調第291号  
林野庁長官通達  
最終改正 令和3年1月5日  
2林政経第387号

入会林野整備及び旧慣使用林野整備の実施については、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の施行について」(昭和41年10月20日付け41林野調第233号農林事務次官依命通知)においてその大綱を示しているところであるが、入会権者が入会林野整備計画を、市町村長が旧慣使用林野整備計画を作成するに当たって配慮すべき基本的な事項及びこれら入会林野整備計画等を作成し、認可の申請をするまでの手順は、おおむね次のとおりであるので、入会林野整備等の指導及び援助に当たっては、入会権者等の自主性を尊重するとともに、次の事項に留意し、各地域の実情に応じた円満かつ適正な実施ができるよう遺憾なきを期せられたい。

また、令和3年1月5日付け2林政経第387号による本通知の改正内容は、令和3年1月5日以降に実施する入会林野整備又は旧慣使用林野整備の手續に適用されるものとし、それ以前に実施されている入会林野整備又は旧慣使用林野整備の手續については、なお従前の例によるものとする。

### 第1 指導の基本的態度

入会林野整備及び旧慣使用林野整備(以下「入会林野整備等」という。)の指導及び援助に当たっては、入会権者又は旧慣使用権者(以下「入会権者等」という。)の意思を尊重し、円満かつ適正に入会林野整備計画及び旧慣使用林野整備計画の作成が行われることに主眼をおくものとする。この場合においては、都道府県に設置するコンサルタントの専門的知識を活用して指導の適正を期するものとする。

### 第2 入会林野整備等の基本的指標

#### 1 整備後における土地利用の形態

入会林野整備等を実施するに当たってとるべき整備後における土地利用の形態については、おおむね次により定めるものとする。

##### (1) 林業的利用と農業的利用の区分

今後の土地利用の方向については、当該林野の林相、毛上等の現状のほか、その地質、傾斜等の自然的条件、通作距離、輸送手段、市場条件等の経済的条件を考慮して、当該林野の全部又は部分ごとに、林業的利用適地と農業的利用適地とを区分するものとする。

この場合においては、当該林野に係る入会権者等の農林業経営規模、経営稼働人員(協業の場合にあつては、協業参加労働力の程度)、農林業経験値、資金力等の人的条件を勘案し、現実適合する土地利用となるよう配慮するものとする。

##### (2) 選定する作目等

(1)によりなされた区分に従い、当該土地利用に最適な作目を選定するものとする。この場合において、当該作目の栽培又は植栽が、現在の土地の状況からみて、開墾、土地改良等の事業を必要とする場合においては、その可能性についても十分検討するものとする。

#### 2 整備後における経営の形態

入会林野整備等を実施するに当たってとるべき整備後における経営の形態については、おおむね次により定めるものとする。

##### (1) 個人分割利用をしている場合

ア 分割利用している土地が全体としておおむね1団地を形成し、かつ、当該入会林野等の従来の利用の状況、当該入会林野等の面積、権利を取得することとされている入会権者等の数、当該入会権者等の農林業経営の状況等との関連からみて、生産

森林組合又は農地所有適格法人（以下「組合等」という。）の協業経営の対象とするに適すると認められる場合には、その個人分割利用している者による組合等の協業経営の対象とする。

イ アにより組合等の協業経営の対象とするに適しないと認められる場合には、個別経営の対象とする。この場合においては、その地域における協業組織の実態を考慮し、協業組織の活用についても配慮する。

ウ 2以上の団地に分かれる入会林野等であって、特定の団地については組合等の協業経営の対象とし、又は入会権者等の個別経営の対象とするに適すると認められる場合には、その団地は、一部の入会権者等による組合等の協業経営又は個別経営の対象とする。

(2) 直轄利用又は共同利用している場合

ア 原則として組合等の協業経営の対象とする。この場合において、著しく広大な面積の入会林野等であって、特定の団地とその近隣に居住する入会権者等との関連等からみて2以上の組合等の協業経営の対象とするに適すると認められるときは、それぞれの単位で組合等の協業経営の対象とする。

イ 2以上の団地に分かれる入会林野等であって、特定の団地については一部の入会権者等の個別経営の対象とするに適すると認められる場合には、その団地は、一部の入会権者等の個別経営の対象とする。

(3) 入会権者等の一部において、他の入会権者等の活用にも供することがより入会林野等の農林業上の利用の増進に資するものと認められる場合には、適正な対価を支払う等により、他の入会権者等による経営の対象とすることについても配慮する。なお、「入会権者等の一部において、他の入会権者等の活用にも供することがより入会林野等の農林業上の利用の増進に資するものと認められる場合」とは、例えば以下のような場合をいう。

ア 新しく権利を取得して経営を行う意欲がない場合

イ 経営を行う能力のない場合

ウ その者の保有する森林又は農地が既に相当の面積に達している場合

エ 農林業以外の職業が主であってその収入により生計が安定している場合

3 整備後における権利の形態

入会林野整備等を実施するに当たってとるべき整備後における権利の形態については、当該入会林野等に係る入会権等の内容と所有名義人の有する所有権の実質的な内容とを考慮し、おおむね次により定めるものとする。この場合においては、整備後における土地利用の形態及び経営の形態に適合する権利とすることに配慮するものとする。

ア 所有名義人が所有の実を有していない場合には、入会権者等に所有権を取得させる。この場合において、入会権者等が組合等の協業経営を行うことを相当とするものについては、入会権者等の共有とした上で、これを組合等に現物出資させるものとする。

イ 所有名義人が所有の実を有している場合には、その所有の実の程度により、入会権者等に所有権又は地上権その他の使用収益権を取得させる。この場合には、アに準ずるほか、必要に応じて対価の支払を行うよう配慮する。

4 他の事業との関連

入会林野等の所在する地域が、既に農林業上の利用を増進するための事業で国若しくは都道府県の行うもの若しくはこれらの補助に係るものが実施されている地域であるとき、又は近くこれらの事業が予定されている地域であるときは、入会林野整備等とこれらの事業とが密接な関連を保ちつつ効果的に推進されることとなるよう十分配慮するものとする。

**第3 入会林野整備の実施手続**

1 入会林野整備の発議

(1) 入会権者は、入会林野整備を行おうとするときは、その対象としようとする入会林

野を旧来の慣行に基づいて管理している入会権者の集団（以下「入会集団」という。）に入会林野整備を行うことを提案するものとする。

- (2) 入会集団は、(1)による入会林野整備を行うことの提案を受けた場合には、入会林野整備を行うかどうかを旧来の慣行に定められている方式により決定するものとする。
- (3) 入会林野整備の対象とする入会林野に2以上の入会集団が存在している場合には、(2)の入会林野整備を行うかどうかの決定は、各入会集団ごとに行うものとする。

## 2 規約作成の準備

- (1) 入会集団は、1の(2)により入会林野整備を行うことを決定したときは、入会林野整備を行うための組織の設立をはかるため、準備委員数名を旧来の慣行により定められている方式により選任し、規約の作成の準備に当たらせるものとする。

### (2) 規約案の作成等

(1)により選任された準備委員は、入会権者名簿、規約案及び入会林野整備に関する基本方針案を次により作成するものとする。

#### ア 入会権者名簿

旧来の慣行に定められている方式により確認されたすべての入会権者の氏名及び住所を記載する。

#### イ 規約案

規約案には、次に掲げる事項を定める。

なお、これを例示すれば別記のとおりであるが、その作成に当たっては、旧来の慣行も十分に考慮する。

##### (ア) 名称

(イ) 入会林野整備の実施に係る地域

(ウ) 事務所の所在地

(エ) 代表者の選任の方法及び代表権の範囲

(オ) 会議に関する事項

(カ) 入会林野整備に要する経費の分担の方法

(キ) 業務の執行及び会計に関する事項

(ク) その他の必要な事項

#### ウ 入会林野整備に関する基本方針案

基本方針案には、入会権者の意向を徴するとともに第2に掲げるところに留意して、次に掲げる事項を定める。

(ア) 入会林野整備の対象とする林野の範囲

(イ) 入会林野整備後における土地利用の形態

(ウ) 入会林野整備後における経営の形態

(エ) 入会林野整備後における権利の形態

(オ) その他入会林野整備に関する基本的事項

## 3 規約の決定

- (1) 準備委員は、2の(2)の規約案の作成等を完了したときは、旧来の慣行に定められている方式により、入会権者名簿に記載されているすべての入会権者にその規約案及び入会林野整備に関する基本方針案を諮り、その賛成を求めるものとする。
- (2) 準備委員は、(1)により規約案及び入会林野整備に関する基本方針案につきすべての入会権者の賛成を得たときは、その規約案に各入会権者の氏名を記載するものとする。
- (3) 規約は、すべての入会権者の賛成が得られるとともに、その入会権者の氏名が記載されたときに決定されたものとする。

## 4 総会の招集

準備委員は、規約が決定されたときは、遅滞なく、すべての入会権者で構成する入会林野整備を行うための組織（以下「入会林野整備組合」という。）の総会を招集するものとする。

## 5 代表者等の選任

入会林野整備組合は、その規約に定めるところにより、その代表者及び実行委員を選任し、入会林野整備の実施のために必要な事項を処理させるものとする。

## 6 入会林野整備計画作成の準備

5により選任された実行委員は、次に掲げる事項につき、準備するものとする。

### (1) 入会林野の現況の把握

#### ア 入会林野整備の対象とする入会林野の位置及び境界の確定

公簿、公図をもとに天然界、林相等の現況を参しゃくの上、原則として測量又は実地調査（以下「調査測量」という。）を行い、入会林野の位置及び境界を確定し、隣接地との境界の確定については、その隣接地の所有者の同意を得る。なお、測量野帳又は実測図があるものについては、これらによることができる。

#### イ 土地の現況の確認

公簿、公図等によるほか、必要に応じて調査測量を行い、入会林野整備の対象とする土地の地目、地積、形状、利用の現況を確認する。

#### ウ 立木竹その他土地に定着する物件の現況の確認

実地調査により材積、毛上の状況等を確認にする。

#### エ 処分の制限の有無の確認

入会林野整備の対象とする入会林野が民事訴訟法、人事訴訟法、民事執行法、国税徴収法その他の法律の規定により処分の制限があるものであるかどうか、当該入会林野に設定されている地上権等の権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となっているものであるかどうかを確認する。

#### オ 土地利用の制限の有無の確認

入会林野整備の対象とする入会林野の全部又は一部が保安林、国立公園、国定公園、砂防指定地等に指定され、その土地の利用が制限されているかどうかを確認し、制限があるものについてはその内容を把握する。

### (2) 土地、立木竹等の評価

入会林野整備による権利の移転、設定、消滅等に伴う権利の評価又は入会権者がその取得する権利を組合等に出資する場合におけるその権利の評価のため必要があるときは、固定資産税等の課税標準額、評価地附近の売買実例価格、森林組合その他地元精通者の意見等を参しゃくして、これらの権利及びこれらの権利に係る土地、立木竹その他土地に定着する物件の評価をしておくものとする。

### (3) 関係権利者及びその権利の内容の確認

入会林野整備の対象とする土地について、所有権その他入会権以外の権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の有無を確認し、関係権利者がある場合には、それらの者の氏名及び住所、権利の種類、登記の有無、権利の内容等を明確にしておくものとする。この場合において、関係権利者については、公簿上の権利者と実質上の権利者との異同を明らかにするものとし、公簿上の権利者と実質上の権利者とが異なる場合には、相続関係を証明する戸籍謄本又は抄本、売買契約書、登記名義人の同意書、裁判による判決書の謄本等により、その異なる原因及びそれらの者の関係を明らかにしておくものとする。

### (4) 入会慣行の成文化

入会権者からの聞き取り調査等により、各入会集団の慣行のうち次に掲げる事項及びその入会林野の沿革を書面に記載し、これを入会集団に提示して、その確認を得ておくものとする。この場合において、規約等入会集団の慣行を記載した書面のあるものについては、これによるものとする。

ア 入会林野の管理及び処分に関する事項（運営機関とその構成、管理処分における意思決定の方法等）

イ 入会林野の利用の方法（利用の方法及び利用の規制がある場合には、その内容等）

ウ 入会権者の資格に関する事項（権利者資格の得喪、権利移動の規制等）

- エ 入会権者の権利及び義務の内容
- オ 収益の処分に関する事項（収入の内容、収益の用途等）
- カ その他参考となるべき事項

(5) 関連事業の把握

入会林野及びその周辺において、農林業上の利用を増進するための事業で国若しくは都道府県の行うもの若しくはこれらの補助に係るものが行われている場合又はこれらの事業が予定されている場合には、これらの事業の内容を把握しておくものとする。

7 調査測量の実施の手続

(1) 実行委員は、6に掲げる事項を準備するに当たり他人の土地への立入り又は立木竹の伐採（以下「立入り等」という。）をする必要があるときは、立入り等を行おうとする土地の所在地を管轄する市町村長に次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出し、その許可を受けるものとする。

- ア 立入り等の目的
- イ 立入り等の場所
- ウ 立入り等を行う土地の占有者又は立木竹の所有者の氏名及び住所
- エ 立入り等の期日
- オ 立入り等に従事する者の氏名

(2) (1)の許可を受けた実行委員は、立入り等を行う場合には、立入り等を行おうとする土地の占有者又は立木竹の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した通知書により、立入り等を行う旨の通知をするものとする。ただし、その通知をすることができないか、又は困難であるときは、次に掲げる事項を記載した書面を立入り等を行おうとする土地の所在地を管轄する市町村の事務所の掲示場に5日間掲示するものとする。

- ア 立入り等の目的
- イ 立入り等の許可証の番号
- ウ 立入り等の場所
- エ 立入り等の期日
- オ 立入り等に従事する者の氏名

8 入会林野整備計画案の作成

(1) 実行委員は、6に掲げる事項についての準備を完了したときは、入会権者及び関係権利者の意向並びに3の(1)によりすべての入会権者の賛成を得た入会林野整備に関する基本方針をもとに、入会林野整備計画案の作成に当たるものとする。

(2) 入会林野整備計画案の作成は、次によるものとする。なお、入会林野整備計画書の様式及びその記載の方法は、「入会林野整備計画書等の様式について」（昭和41年12月5日付け林野調第290号林野庁長官通知）によるものとする。

ア 土地の所在等

入会林野たる土地の所在、地番、地目及び面積は、登記簿に記載されている土地の表示及び現況により1筆ごとに表示する。なお、土地の分割又は合併をする必要がある場合には、その分割又は合併前の地番とともに分割又は合併後の仮地番を付する。

イ 入会権の内容

入会権の内容は、採草、薪炭材採取等の利用目的、共同利用、直轄利用、分割利用の別、利用方法及び使用収益の内容とする。

ウ 入会権者

入会権者は、入会林野整備組合が規約の定めるところにより作成した組合員の名簿による。

エ 入会権者に取得させるべき権利

入会権者に取得させるべき権利は、次に掲げるものとする。

- (ア) 所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利であること
- (イ) 従前の入会権の内容より劣弱でない権利であること
- (ウ) 農林業上の利用の増進を図る意欲を持たせる安定した権利であること

オ 関係権利者

公簿上の権利者と実質上の権利者とが相違しているときは、その両者の関係を明示する。

カ 土地利用計画

土地の利用に関する計画は、当該土地の利用目的、個別、協業経営等の経営形態、利用の方法等について定める。

なお、入会権者が、その取得することとされている権利の全部又は一部を組合等に出資する計画がある場合には、その出資の計画をもあわせて定める。

キ 金銭の支払又は徴収

(ア) 支払又は徴収の額は、支払又は徴収を受ける者ごとに、その支払又は徴収額のそれぞれの算出の基礎を明らかにして、その清算額を表示する。この場合には、支払又は徴収の原因となる権利移動の種類及び土地等をあわせて表示するものとする。

(イ) 支払又は徴収の時期は、認可公告のある日の翌日とそれ以降とに区別し、認可公告のある日の翌日以降については認可公告のある日から1ヶ月後、2ヶ月後等具体的な期日を表示する。

(ウ) 支払又は徴収の方法は、一時払、分割払の別、支払又は徴収の場所等を掲げる。

(エ) 担保の提供がある場合には、その他の条件として、その旨及びその内容を掲げる。

ク 権利を取得しない入会権者

入会権者の一部に所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得することとされない者がある場合には、その者の氏名及び住所、権利を取得しない理由並びに入会権消滅の対価の支払の有無を表示する。

9 入会林野整備計画の決定

(1) 実行委員は、8により入会林野整備計画案を作成したときは、入会林野整備組合の総会に諮り、組合員全員の賛成を求めるものとする。

(2) 実行委員は、(1)により入会林野整備計画案につき組合員全員の賛成を得たときは、その入会林野整備計画案に各組合員の氏名を記載するものとする。

(3) 入会林野整備計画は、すべての組合員の賛成が得られるとともに、その組合員の氏名が記載されたときに決定されたものとする。

10 関係権利者の同意

入会林野整備組合の代表者（以下「代表者」という。）は、9の(3)により入会林野整備計画が決定されたときは、関係権利者ごとに、入会林野整備計画に定められた事項のうち、その者に係る部分について以下のいずれかの方法により同意を得なければならない。なお、同意を求める関係権利者に対しては、規約及び代表者の資格を証する書面（代表者である旨及び実行委員全員の氏名の記載がある書面に当該代表者を選任したときの議事録を添付したもの）を提示するものとする。

(1) 書面によって同意を求めるとき

ア 代表者は、入会林野整備計画に定められた事項のうち、それぞれの関係権利者に係る部分を記載した同意を得るための書面（別紙様式例第1。以下「関係権利者同意書」という。）を作成し、当該関係権利者同意書を関係権利者に提示して、同意を求めるものとする。

イ 関係権利者は、関係権利者同意書の内容を確認し、同意をする場合には、本人確認書類の写しを添附の上、代表者に関係権利者同意書を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は以下のとおりである。

(ア) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（普通自動車運転免許）

(イ) 道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書

(ウ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの表面

(エ) 個人の印鑑登録証明書 (発行日から 3 月以内のもの)

(オ) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 12 条第 3 項に規定する介護保険被保険者証

(カ) 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって都道府県が適当と認めるもの

ウ 代表者は、関係権利者からイの関係権利者同意書の提出を受けた際には、関係権利者同意書及び本人確認書類の写しのそれぞれに記載されている関係権利者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、関係権利者の本人と同一であることを確認する。

(2) 電磁的方法によって同意を求めるとき

ア 代表者は、(1)イの書面による方法に代わって電磁的方法を用いることについて、関係権利者に対し、用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を求める。なお、用いることが想定される電磁的方法は以下のとおりである。

(ア) 関係権利者が関係権利者同意書のファイルを添付した電子メールを代表者のパソコン又はその代表者が契約しているデータセンター等に送信して、当該パソコン等に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 代表者のホームページにおいて関係権利者に同意事項を閲覧させて、代表者のパソコンに備えられたファイルに関係権利者の同意事項をダウンロードする方法

イ 関係権利者は、アの電磁的方法により同意を行うことを承諾する場合は、書面又は電磁的方法によって、代表者に対し、その旨の承諾を行う。

ウ 代表者は、関係権利者同意書に代わる電磁的記録 (以下「関係権利者同意記録」いう。) を作成するものとする。

エ 代表者は、イの承諾をした関係権利者に対し、作成した関係権利者同意記録を提示して、同意を求めものとする。

オ 関係権利者は、関係権利者同意記録の内容を確認し、同意をする場合には、本人確認書類の写しの記録を添附の上、アのいずれかの方法によって代表者に関係権利者同意記録を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は、第 3 の 10(1)イと同様である。

カ 代表者は、関係権利者からオの関係権利者同意記録の提出を受けた際には、関係権利者同意記録及び本人確認書類の写しの記録のそれぞれに記載されている関係権利者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、関係権利者の本人と同一であることを確認する。

11 関係行政機関の意見書

代表者は、市町村長、農業委員会及び当該入会林野に保安林、国立公園、国定公園、砂防指定地等土地利用について法令に規定による制限がある場合にその法令の施行について権限を有する行政機関 (以下「関係行政機関」という。) の意見を求めるには、入会林野整備計画書の写し及びこれらの行政機関が求める参考資料を提示してするものとする。

12 認可の申請

(1) 代表者は、入会林野整備計画につき関係権利者全員の同意及び関係行政機関の意見を得たときは、都道府県知事に対し当該入会林野整備計画の認可の申請をするものとする。ただし、関係行政機関の意見については、意見を求めた日から 40 日を経過してもなお、これを得ることができないときでも認可の申請をすることができるものとする。

(2) 認可の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 入会林野整備計画書

イ 規約

ウ 関係権利者の同意があったことを証する書面 (10(2)の電磁的方法による場合は同

- 意した旨が記録されたファイルを出力した書面)
- エ 関係行政機関の意見書
    - (1)のただし書の場合には、意見書を得ることができなかった事情を明らかにした書面とする。
  - オ 入会慣行を記載した書面
  - カ 入会林野の沿革及び現況を記載した書面
  - キ 入会林野の位置を示す地図
    - 市町村図、国土地理院発行の地図等による。
  - ク 土地利用に関する計画の概要を示す図面
    - 土地利用に関する計画、土地利用の現況それぞれにつき方位、形状、地番等を記載した図面に利用の目的及び利用の方法を区分して表示する。
  - ケ 入会林野たる土地の登記事項証明書（土地台帳があるものについては登記事項証明書及び土地台帳の謄本又は抄本）
  - コ 土地の分割又は合併をする場合の土地の地積の測量図
  - サ 農地又は採草放牧地に係る権利を取得する入会権者の次に掲げる農業経営の状況を記載した書面
    - (ア) 入会権者又はその世帯員が現有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の面積
    - (イ) 入会権者又はその世帯員が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積
    - (ウ) 入会権者又はその世帯員が当該事業に従事している状況
    - (エ) 入会権者又はその世帯員が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況
    - (オ) 入会権者又はその世帯員が当該事業に供している農機具及び役畜の状況
- (3) (2)に掲げる書類のうち、ア及びコの提出部数は、それぞれ2通とするものとする。

#### 第4 旧慣使用林野整備の実施手続

##### 1 基本方針の決定

- (1) 市町村長は、旧慣使用林野整備を行おうとするときは、あらかじめ旧慣使用権者の意向を徴するとともに、第2に掲げるところに留意して、旧慣使用林野整備の基本方針を定めるものとする。
- (2) 基本方針には、次の事項を定めるものとする。
  - ア 旧慣使用林野整備の対象とする林野の範囲
  - イ 旧慣使用林野整備後における土地利用の形態
  - ウ 旧慣使用林野整備後における経営の形態
  - エ 旧慣使用林野整備後における権利の形態
  - オ 旧慣使用林野整備と、旧慣使用林野につき実施され、又は実施が予定されている農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県が行うもの又はこれらの補助に係るものとの関連
  - カ その他旧慣使用林野整備に関する基本的事項

##### 2 旧慣使用林野整備の実施に関する議会等の議決

市町村長は、旧慣使用林野整備の基本方針を決定したときは、次に掲げる区分によりこれを市町村の議会又は財産区の議会若しくは総会（以下「議会等」という。）に提出し、当該旧慣使用林野整備を行うことにつき、その議決を求めるものとする。

なお、ウに掲げる場合において、条例又は関係地方公共団体の協議により財産区管理会が設けられているときは、市町村長は、旧慣使用林野整備の基本方針につきあらかじめ当該財産区管理会の同意を得ておくものとする。

- ア 市町村の所有に属する旧慣使用林野の場合には、当該市町村の議会
- イ 議会又は総会が設けられている財産区の所有に属する旧慣使用林野の場合には、当該財産区の議会又は総会



ウ 議会又は総会が設けられていない財産区の所有に属する旧慣使用林野の場合には、当該財産区の属する市町村の議会

### 3 旧慣使用林野整備計画作成の準備

旧慣使用林野整備を行うことにつき2の議会等の議決を得たときは、市町村長は、旧慣使用林野整備計画の作成の準備に当たるものとする。この場合には、次に掲げるところによるもののほか、第3の6の(1)、(2)及び(4)並びに第3の7の(2)に掲げるところに準じて行うものとする。

#### (1) 旧慣使用権者名簿の作成

旧来の慣行に定められている方式により確認されたすべての旧慣使用権者の氏名及び住所を記載した旧慣使用権者名簿を作成しておくものとする。

#### (2) 旧慣使用権以外の権利の有無の確認

旧慣使用林野整備の対象とする土地について、所有権及び旧慣使用権以外の権利の有無を確認するものとし、これらの権利がある場合には、次により必要な措置を講じておくものとする。

ア その権利が電線路施設その他の公共用施設用地に係る権利であるときは、当該権利を有する者の氏名及び住所、権利の種類、登記の有無、権利の内容等を明確にしておくこと

イ その権利がアに掲げる権利以外のものである場合においては、その権利を有する者との協議によりあらかじめ当該権利を消滅させることができることを除き、その権利の目的となっている土地を旧慣使用林野整備の対象地から除外すること

#### (3) 処分の制限の有無の確認

旧慣使用林野整備の対象とする旧慣使用林野が民事訴訟法、民事執行法その他の法律の規定により処分の制限があるものであるかどうかを確認する。

#### (4) 関連事業の把握

1の(2)のオに掲げる事業のほか、旧慣使用林野及びその周辺において、農林業上の利用を増進するための事業が行われている場合又はこれらの事業が予定されている場合には、これらの事業の内容を把握しておくものとする。

### 4 旧慣使用権者の意見の聴取等

市町村長は、3に掲げる旧慣使用林野整備計画作成の準備にあわせ、あらかじめ、旧慣使用林野整備計画において定めようとする事項の概要を公示して、その定めようとする事項につきすべての旧慣使用権者の意見をきくとともに、これらの者が当該林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を求めるものとする。

#### (1) 概要の公示

市町村の事務所の掲示場その他旧慣使用権者の見やすい場所に5日間以上の相当の期間掲示して行う。

#### (2) 意見の聴取

旧慣使用権者の集会等を通じ、すべての旧慣使用権者の意見を聴取する。

#### (3) 旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認

市町村長が、旧慣使用権者ごとに、旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を得るに当たっては、以下のいずれかの方法によるものとする。

ア 書面によって確認を求めるとき

(ア) 市町村長は、旧慣使用権者が旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を得るための書面(別紙様式例第2。以下「旧慣使用権者確認書」という。)を作成し、旧慣使用権者確認書を旧慣使用権者に提示して、確認を求めるものとする。

(イ) 旧慣使用権者は、本人確認書類の写しを添附の上、市町村長に旧慣使用権者確認書を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は、第3の10(1)イと同様である。

(ウ) 市町村長は、旧慣使用権者から(イ)の旧慣使用権者確認書の提出を受けた際には、

旧慣使用権者確認書及び本人確認書類の写しのそれぞれに記載されている旧慣使用権者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、旧慣使用権者の本人と同一であることを確認する。

イ 電磁的方法によって確認を求めるとき

(ア) 市町村長は、ア(ア)の書面による方法に代わって電磁的方法を用いることについて、旧慣使用権者に対し、用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を求める。なお、用いることが想定される電磁的方法は以下のとおりである。

(i) 旧慣使用権者が旧慣使用権者確認書のファイルを添付した電子メールを市町村長のパソコン又はその市町村長が契約しているデータセンター等に送信して、当該パソコン等に備えられたファイルに記録する方法

(ii) 市町村長のホームページにおいて旧慣使用権者に確認事項を閲覧させて、市町村長のパソコンに備えられたファイルに旧慣使用権者の確認事項をダウンロードする方法

(iii) 磁気ディスクやCD-ROMに旧慣使用権者の確認事項を記録して送付してもらう方法

(イ) 旧慣使用権者は、(ア)の電磁的方法による確認を行うことを承諾する場合は、書面又は電磁的方法によって、市町村長に対し、その旨の承諾を行う。

(ウ) 市町村長は、旧慣使用権者確認書に代わる電磁的記録（以下「旧慣使用権者確認記録」という。）を作成するものとする。

(エ) 市町村長は、(イ)の承諾をした旧慣使用権者に対し、作成した旧慣使用権者確認記録を提示して、確認を求めものとする。

(オ) 旧慣使用権者は、本人確認書類の写しの記録を添附の上、(ア)のいずれかの方法によって市町村長に旧慣使用権者確認記録を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は、第3の10(1)イと同様である。

(カ) 市町村長は、旧慣使用権者から(オ)の旧慣使用権者確認記録の提出を受けた際には、旧慣使用権者確認記録及び本人確認書類の写しの記録のそれぞれに記載されている旧慣使用権者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、旧慣使用権者の本人と同一であることを確認する。

5 旧慣使用林野整備計画の作成

(1) 市町村長は、4までに掲げる事項についての準備及び手続を完了したときは、あらかじめ聴取した旧慣使用権者の意見及び旧慣使用林野整備の基本方針をもとに旧慣使用林野整備計画を作成するものとする。

(2) 旧慣使用林野整備計画は、次に掲げる事項に留意し、第3の8の(2)に掲げるところに準じてこれを作成するものとする。

ア 所有権及び旧慣使用権以外の権利の目的となっている土地は、イに掲げる場合を除いては、旧慣使用林野整備の対象とすることはできないこと

イ 電線路施設その他公共的施設用地に係る権利の目的となっている土地を旧慣使用林野整備の対象とする場合には、その権利を消滅させ、又はその土地についての権利を設定し、若しくは移転させることはできないこと

6 旧慣使用林野整備に関する議会等の議決

(1) 市町村長は、旧慣使用林野整備計画を作成したときは、旧慣使用権者の集会等を通じ、すべての旧慣使用権者の賛成を求めるものとする。

(2) 市町村長は、その作成した旧慣使用林野整備計画につきすべての旧慣使用権者の賛成を得たときは、2に掲げる区分によりこれを議会等に提出し、その議決を求めるものとする。

なお、2のウに掲げる場合において、条例又は関係地方公共団体の協議により財産区管理会が設けられているときは、旧慣使用林野整備計画につきあらかじめ当該財産区管理会の同意を得ておかななければならない。

7 関係旧慣使用権者の同意

市町村長は、5において作成した旧慣使用林野整備計画につき、6の議会等の議決を得たときは、当該計画において所有権又は地上権、賃借権その他の使用収益権を取得することとされている旧慣使用権者（以下「関係旧慣使用権者」という。）ごとに、当該計画において定められた事項のうち、その者に係る部分について以下のいずれかの方法により同意を得なければならない。

(1) 書面によって同意を求めるとき

ア 市町村長は、旧慣使用林野整備計画に定められた事項のうち、それぞれの関係旧慣使用権者に係る部分を記載した同意を得るための書面（別紙様式例第3。以下「関係旧慣使用権者同意書」という。）を作成の上、関係旧慣使用権者同意書を関係旧慣使用権者に提示して、同意を求めるとする。

イ 関係旧慣使用権者は、関係旧慣使用権者同意書の内容を確認し、同意をする場合には、本人確認書類の写しを添附の上、市町村長に関係旧慣使用権者同意書を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は、第3の10(1)イと同様である。

ウ 市町村長は、関係旧慣使用権者からイの関係旧慣使用権者同意書の提出を受けた際には、関係旧慣使用権者同意書及び本人確認書類の写しのそれぞれに記載されている関係旧慣使用権者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、関係旧慣使用権者の本人と同一であることを確認する。

(2) 電磁的方法によって同意を求めるとき

ア 市町村長は、(1)イの書面による方法に代わって電磁的方法を用いることについて、関係旧慣使用権者に対し、用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を求めるとする。なお、用いることが想定される電磁的方法は以下のとおりである。

(ア) 関係旧慣使用権者が関係旧慣使用権者同意書のファイルを添付した電子メールを市町村長のパソコン又はその市町村長が契約しているデータセンター等に送信して、当該パソコン等に備えられたファイルに記録する方法

(イ) 市町村長のホームページにおいて関係旧慣使用権者に同意事項を閲覧させて、市町村長のパソコンに備えられたファイルに関係旧慣使用権者の同意事項をダウンロードする方法

(ウ) 磁気ディスクやCD-ROMに関係旧慣使用権者の同意事項を記録して送付してもらう方法

イ 関係旧慣使用権者は、アの電磁的方法による同意を行うことを承諾する場合は、書面又は電磁的方法によって、市町村長に対し、その旨の承諾を行う。

ウ 市町村長は、関係旧慣使用権者同意書に代わる電磁的記録（以下「関係旧慣使用権者同意記録」という。）を作成するものとする。

エ 市町村長は、イの承諾をした関係旧慣使用権者に対し、作成した関係旧慣使用権者同意記録を提示して、同意を求めるとする。

オ 関係旧慣使用権者は、本人確認書類の写しの記録を添附の上、アのいずれかの方法によって市町村長に関係旧慣使用権者同意記録を提出するものとする。なお、想定される本人確認書類は、第3の10(1)イと同様である。

カ 市町村長は、関係旧慣使用権者からオの関係旧慣使用権者同意記録の提出を受けた際には、関係旧慣使用権者同意記録及び本人確認書類の写しの記録のそれぞれに記載されている関係旧慣使用権者の氏名及び住所が同一の内容であるかどうかについて照合し、関係旧慣使用権者の本人と同一であることを確認する。

8 関係行政機関の意見書

市町村長は、関係行政機関の意見を求めるには、旧慣使用林野整備計画書の写し及びこれらの行政機関が求める参考資料を提示してするものとする。

9 認可の申請

(1) 市町村長は、旧慣使用林野整備計画につき議会等の議決、関係旧慣使用権者全員の同意及び関係行政機関の意見を得たときは、都道府県知事に対し当該旧慣使用林野整備計画の認可の申請をするものとする。ただし、関係行政機関の意見については、意見

を求めた日から 40 日を経過してもなお、これを得ることができないときでも認可の申請をすることができるものとする。

(2) 認可の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 旧慣使用林野整備計画書

イ 関係旧慣使用権者の同意があったことを証する書面（7(2)の電磁的方法による場合は同意した旨が記録されたファイルを出力した書面）

ウ 旧慣使用権者の意見の内容を記載した書面

エ 旧慣使用権者が旧慣使用権者以外の権利の目的としていないことの確認を得たことを証する書面（4(3)イの電磁的方法による場合は確認した旨が記録されたファイルを出力した書面）

オ 旧慣使用林野整備計画につき市町村又は財産区の議会等の議決があったことを証する書面

財産区管理会が置かれているときは、財産区管理会の同意があったことを証する書面をあわせて添付する。

カ 関係行政機関の意見書

第3の12の(2)のエに準ずる。

キ 旧慣を記載した書面

ク 旧慣使用林野の沿革及び現況を記載した書面

ケ 旧慣使用林野の位置を示す地図

第3の12の(2)のキに準ずる。

コ 土地の利用に関する計画の概要を示す図面

第3の12の(2)のクに準ずる。

サ 旧慣使用林野たる土地の登記事項証明書（土地台帳があるものについては登記事項証明書及び土地台帳の謄本又は抄本）

シ 旧慣使用林野に電線路施設用地その他公共の用に供されている施設の用地がある場合は、それらの権利の種類と内容を記載した書面

ス 土地の分割又は合併をする場合の土地の地積の測量図

セ 農地又は採草放牧地に係る権利を取得する旧慣使用権者の農業経営の状況を記載した書面

第3の12の(2)のサに準ずる。

(3) (2)に掲げる書類のうち、ア及びスの提出部数は、それぞれ2通とする。

(別記)

## 入会林野整備組合同規約例

(名称)

**第1条** この組合は、〇〇入会林野整備組合と称する。

(目的)

**第2条** この組合は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に規定する入会林野整備を実施することを目的とする。

(入会林野整備実施地域)

**第3条** この規約により入会林野整備を実施する地域（以下「実施地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

〇県〇郡〇村大字〇字〇〇番地

(業務の内容)

**第4条** この組合は、前条の地域につき入会林野整備を実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入会林野整備計画の作成に関すること
- (2) 調査及び測量に関すること
- (3) 関係権利者の同意に関すること
- (4) 規約及び入会林野整備計画の変更に関すること
- (5) 入会林野整備計画に係る金銭の支払及び徴収に関すること
- (6) その他入会林野整備に附帯する業務

(事務所の所在地)

**第5条** この組合の事務所は、〇県〇郡〇村大字〇字〇〇番地に置く。

(組合員)

**第6条** この組合の組合員は、第3条の地域に係るすべての入会権者とする。

(役員)

**第7条** この組合に、役員として組合長のほか、実行委員〇人、会計委員〇人、監事〇人を置く。

(役員を選任)

**第8条** 役員を選任は、総会において組合員の互選によりこれを行う。

2 役員の一部が欠けた場合には、遅滞なくその後任者を選任しなければならない。

(組合長の職務)

**第9条** 組合長は、すべての組合員を代表して次に掲げる事項を処理するほか、実行委員会の

決定に従って業務を処理する。

- (1) 簿書の閲覧等の請求
  - (2) 関係権利者の同意を得ること
  - (3) 入会林野整備計画についての関係行政機関の意見書の請求
  - (4) 入会林野整備計画の認可の申請
  - (5) 適否の決定の通知の受理
  - (6) 異議申出人との協議及び協議の結果の報告
  - (7) 調停の申請
  - (8) 入会林野整備計画の変更の申請
  - (9) 規約又は組合長の変更の届出
  - (10) 供託の手続
  - (11) 入会林野整備計画に定める金銭の支払及び徴収
- 2 組合長は、組合員名簿を作成し、これを組合の事務所に備えて置かなければならない。

(実行委員会の職務)

**第10条** 実行委員会は、入会林野整備計画（変更を必要とする場合を含む。）の作成に関する業務、組合の運営に関する業務、その他総会において委任された業務を処理する。

(会計委員の職務)

**第11条** 会計委員は、組合長が行う第9条第11号に掲げる事項につき組合長を補佐するほか、組合の会計に関する業務を処理する。

(監事の職務)

**第12条** 監事は、組合の会計及び業務執行の状況を監査し、組合員の求めに応じて監査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の招集)

**第13条** 組合長は、必要があると認めるときは、随時総会を招集することができる。  
2 組合員が、すべての組合員の〇分の〇以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、組合長は、その請求があった日から〇日以内にこれを招集しなければならない。

(総会召集の通知)

**第14条** 総会の召集は、その会日の〇日前までに、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を各組合員に通知しなければならない。

(総会の定足数)

**第15条** 総会は、すべての組合員の〇分の〇以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

(総会の議決事項)

**第16条** この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 組合長、実行委員、会計委員及び監事の選任並びにその変更
- (2) 入会林野整備計画案の決定
- (3) 規約の変更案の決定
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他実行委員会が必要と認める事項

(緊急議案)

**第 17 条** 総会においては、第 14 条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項について議決することができない。ただし、出席した組合員の〇分の〇以上の同意を得たときは、この限りでない。

(総会の議決の方法等)

**第 18 条** 総会の議事は、出席した組合員の〇分の〇以上でこれを決するものとする。ただし、第 16 条の第 2 号及び第 3 号に掲げる事項については、出席したすべての組合員の賛成を得なければならない。

2 議長は、総会に出席した組合員のうちから、組合員が選任する。

(議決権)

**第 19 条** 組合員は、各々 1 個の議決権を有する。

2 組合員は、第 14 条の規定により通知があった事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する組合員は、第 17 条ただし書の規定による同意をする場合及び同条ただし書の規定による同意があった事項につき前条の規定による議決を行う場合を除き、出席者とみなす。

4 代理人は、組合員でなければならない。

5 代理人は、〇人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(議事録)

**第 20 条** 議長は議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した組合員のうち〇人とともにこれに記名しなければならない。

(組合員の変更)

**第 21 条** 組合長は、組合員に変更があったときは、組合員名簿を訂正するとともにその旨を次期総会に報告しなければならない。

(入会林野整備計画の決定)

**第 22 条** 入会林野整備計画の決定は、総会の議決があった入会林野整備計画案にすべての組合員の賛成が得られるとともに、その組合員の氏名が記載されなければならない。

(規約の変更の決定)

**第 23 条** 前条の規定は、規約の変更の決定について準用する。

(経費の分担の方法)

**第 24 条** 入会林野整備の実施に要する経費は、各組合員がこれを分担する。

2 前項により負担する経費の額及び徴収の方法は、総会の議決によりこれを定める。

(解散及び清算)

**第 25 条** この組合は、第 4 条に規定する入会林野整備に関する業務が完了し、又は完了する見込みがなくなったときは、解散する。

2 前項の規定によりこの組合が解散した場合において、清算をする必要があるときは、その清算に当たる者は、総会で選任するものとする。

3 残余財産は、総会の議決を経てこれを組合員に分割する。



別紙様式例第1

関係権利者同意書

年 月 日

〇〇入会林野整備組合長 殿

同意者  
(住所)  
(氏名)

〇〇入会林野整備計画に定める事項のうち、私に関する別紙の部分に関して、入会権が消滅し、所有する土地の所有権（地上権、賃借権、使用収益権 [※1]）が移転（設定）されることについて、（また、有する〇〇権を消滅させる [※2]（させない [※3]）ことについて、）入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第5条第1項の規定に定める同意をいたします。

(添付書類) 1. 入会林野整備計画書のうち同意者に係る部分（別紙）  通  
2. 本人確認書類の写し  通

- (注) 1. 別紙は、「入会林野整備計画書等の様式について」（昭和41年12月5日付け41林野調第290号林野庁長官通知）に様式を定める入会林野整備計画書の「2 権利移動に関する計画」の以下に該当する表（関係する全ての表）に定める事項から同意者に係る部分を抜粋したものとする。
- ①所有権を移転させることに関する同意である場合は2（1）の表
  - ②地上権その他の権利を設定することに関する同意（※1）である場合は2（2）の表
  - ③権利の消滅に関する同意（※2）を含む場合は2（3）の表
  - ④権利を消滅させないことに関する同意（※3）を含む場合は2（4）の表
2. 氏名は自署であることを要しない。
3. 本人確認書類の例は、以下のとおりである。
- ①道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（普通自動車運転免許）
  - ②道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書
  - ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面
  - ④個人の印鑑登録証明書（発行日から3月以内のもの）
  - ⑤介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項に規定する介護保険被保険者証
  - ⑥官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて都道府県が適当と認めるもの

別紙様式例第 2

旧慣使用権者確認書		
		年 月 日
〇〇市長（町長、村長） 殿		
旧慣使用権者 （住所） （氏名）		
〇〇旧慣使用林野整備計画の対象とする旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことについて、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第20条第1項の規定に定める確認をいたしました。		
（添付書類）		
本人確認書類の写し		〇通

- （注） 1. 氏名は自署であることを要しない。  
2. 本人確認書類の例は、以下のとおりである。
- ①道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証（普通自動車運転免許）
  - ②道路交通法第 104 条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書
  - ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの表面
  - ④個人の印鑑登録証明書（発行日から 3 月以内のもの）
  - ⑤介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項に規定する介護保険被保険者証
  - ⑥官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて都道府県が適当と認めるもの

別紙様式例第3

関係旧慣使用权者同意書	
	年 月 日
〇〇市長（町長、村長） 殿	
	同意者 （住所） （氏名）
<p>〇〇旧慣使用林野整備計画に定める事項のうち、私に関する別紙の部分に関して、土地の所有権（地上権、賃借権、使用収益権 [※1]）を取得することについて、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第21条第1項の規定に定める同意をいたします。</p>	
（添付書類）	1. 旧慣使用林野整備計画書のうち同意者に係る部分（別紙） <input type="radio"/> 通
	2. 本人確認書類の写し <input type="radio"/> 通

- （注） 1. 別紙は、「入会林野整備計画書等の様式について」（昭和41年12月5日付け41林野調第290号林野庁長官通知）に様式を定める旧慣使用林野整備計画書の「2権利移動に関する計画」の以下に該当する表（関係する全ての表）に定める事項から同意者に係る部分を抜粋したものとする。
- ①所有権を取得することに関する同意である場合は2（1）の表
  - ②地上権その他の権利を取得することに関する同意（※1）である場合は2（2）の表
2. 氏名は自署であることを要しない。
3. 本人確認書類の例は、以下のとおりである。
- ①道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（普通自動車運転免許）
  - ②道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書
  - ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面
  - ④個人の印鑑登録証明書（発行日から3月以内のもの）
  - ⑤介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項に規定する介護保険被保険者証
  - ⑥官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって都道府県が適当と認めるもの